

第46回所沢市民フェスティバルにおけるテントでの食品・飲料の取扱いについて (兼誓約書)

所沢市民フェスティバルは、小さなお子さんから高齢者まで様々な方が来場されるイベントです。食品・飲料の提供は、常に食中毒等の重大事故等の危険性があります。「去年はこれで大丈夫だった」、「知らなかった」では済まされません!

食品・飲料を取り扱う方は、食中毒事故等を防止するために、以下のルール及び保健所の手引き等をよく理解した上、厳守していただき、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

みんなで市民フェスティバルを安心・安全なイベントとしていきましょう!最後まで読んでいただき、誓約書の署名欄に署名の上、企画責任者までご提出ください。

1. 本取扱いの対象者

- ① テントにおいて食品の販売を行う出店者
 - ② テントにおいて飲料の販売を行う出店者
 - ③ テントにおいて湯茶接待等で食品・飲料を取り扱う出店者
- ※キッチンカーでの出店は対象外
※試食・試供品の提供についてはp2をご確認ください

2. テントにおける食品・飲料の販売について

テントにて販売できる食品は下記のものに限ります。

① 調理品

- ・調理工程は1工程程度(「焼く」、「蒸す」、「煮る」、「揚げる」だけ)の単純なもので、生もの(刺身、生野菜、生フルーツ、浅漬け)を含まないものとしてください
※不可の例:生のレタスやトマトを使用したハンバーガー類
※不可の例:生フルーツを含むクレープ、フレッシュジュース等
- ・同一調理器具・調理方法であれば、1テント3品目までは販売可とします
例)唐揚げ(フライヤー)とフライドポテト(フライヤー)…○(同一の調理器具・調理方法)
唐揚げ(フライヤー)とお好み焼き(鉄板)…×(異なる調理器具・調理方法)
- ・会場内で飲食することを前提としたものとしてください
- ・会場内にて、原材料等の下処理や仕込み等を行わないでください
- ・原材料の下処理や仕込みを行う場合は営業許可を受けた施設又は清潔な調理・加工施設で行い、かつ、テントでの調理直前まで温度管理を行なってください
- ・提供直前に加熱工程を有するものとしてください。ただし、アメ菓子類、かき氷、清涼飲料水、

酒類及びクレープ類等のいわゆるトッピング行為はこの限りではありません

- ・使用する氷は飲用適の水（原則として水道水）を用いて製氷されたものとしてください。出来る限り市販品を使用してください

② 仕入れ品（品目数の制限なし）

仕入れ品は下記の全てに該当するものが該当となります。その場で開封等をして提供しないでください。

- ・仕入れ品は容器包装に入れられ、食品表示（原材料名、賞味期限、保存方法、製造者、アレルギー表示等）がされたもので、密封・密閉されたものであること
- ・営業許可を受けた施設又は清潔な調理・加工施設で作られたものであること

3. 販売出来ないもの

以下のものは特に食中毒リスクの高い食品であるため、2の①（調理品）のルールに関わらず販売できません。p5の例もご参照ください。

- ・粘度の高いもの（カレー、シチュー等）

4. 試食・試飲について

試食・試飲を希望する場合には、事前に実行委員会事務局にご相談ください。

試供品（包装された食品や飲料で、来場者自らが開封するもの）の提供は可能です。試供品の提供を行う場合は事前に実行委員会事務局にお知らせください。

5. 従事する人の保菌検査・留意事項について（レジ係など調理に関わらない人も含む）

- ・下痢をしている場合は、調理・販売に関わらず当日従事しないでください。また、手指に傷のある場合は、食品の調理に携わらないでください。
- ・検便（腸管出血性大腸菌 O157、サルモネラ属菌、赤痢菌を含む）を実施し、陰性の方のみが従事してください
- ・検便検査は令和6年7月以降に実施されたものとしてください
- ・爪は短く切り、作業前、用便後は入念に手を洗い、アルコール消毒液等で消毒してください
- ・清潔な衣類、帽子、履物を着用してください
- ・あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないでください
- ・テント内で従事することとし、他のテントや他の出展との行き来を行わないでください

6. 食品・飲料の取扱い

- ・調理は提供の直前に行い、作り置きはしないでください
- ・食品や原材料は、鮮度及び表示に注意して、できるだけ当日に仕入れ・購入してください
- ・食品や飲料は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用いて低温保存してください
- ・加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないでください
- ・調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにしてください
- ・調理後、長時間(3~4時間以上)経過した食品は、提供しないでください
- ・調理済の食品残品を翌日も提供することは、非常に危険なため、絶対に行わないでください
- ・調理に使用する水は、水道水又は飲用適の水であって、十分に供給できるようにしておいてください
- ・廃棄物容器は、十分な容量であって衛生的に処理できるものを備えてください
- ・食材、調理器具、食品残品等は必ず持ち帰ってください

7. その他

- ・行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領(食品衛生法施行細則第5条)に基づき、調理販売を行う出店者はテントの3方囲いを必須とします
- ・プラスチック製品(皿、コップ、スプーン、フォーク、ストロー、レジ袋等)は使用不可とします
- ・商品の提供の際の袋類については紙製・布製のものを使用してください
- ・代替手段が無い場合は、以下のものに限りビニール袋を使用可とします。
 - ① プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上で、「繰り返し使用することが推奨されている」旨が記載されているもの
 - ② 海洋性分解性プラスチックの配合率が100%のもの
 - ③ バイオマス素材の配合率が25%以上のもの
- ・手指、食品、器具を洗うことができるように水を用意してください。また、薬用石けんやアルコール消毒液等を用意し活用してください
- ・公園の水道から水を汲むことはおやめください
- ・油や残飯は必ず持ち帰り、公園内の水道やトイレに流すことは絶対におやめください
- ・テントで食品を取り扱う出店者については、他のイベントも含め、年間4回以内の連続3日以内で、年間合計8日以内の出店の方に限ります。該当しない方は営業許可が必要となりますので、保健所にご相談ください
- ・イベント開催中、テントが無人となることのないようにしてください
- ・食中毒の疑いが発生したときは、速やかに狭山保健所、市民フェスティバル実行委員会事務局に連絡してください
- ・火気を取り扱う場合は、必ずテントごとに業務用消火器を設置してください

- ・火気を取り扱う場合には、必ず市民フェスティバル実行委員会事務局に事前に報告してください
※当日、消防署員による査察があります。消防署員や市民フェスティバル実行委員の指示に従ってください
- ・開催時間以外は発電機が停止します
- ・申込時からの販売品目の変更は原則認めていませんが、実行委員会企画に関しては、やむを得ない理由がある場合に限り、各コーナーの説明会1週間前まで認めますので、必ず市民フェスティバル実行委員会事務局に報告してください
- ・上記のルール以外に不明な点や不安な点がありましたら、市民フェスティバル実行委員会事務局又は狭山保健所にご相談ください
- ・出店者(従業員も含む)は、事故等の発生が出店者に起因する場合で、開催場所及び周辺施設、他の出店者や第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとします
- ・本取扱いのルールが守られていないことが判明した場合には、出店禁止とする場合があります

8. 誓約書の提出について

- ・実行委員会企画(市民市場、企業PRコーナー)の各出店者
⇒下記署名欄に、署名の上、市民フェスティバル実行委員会事務局へ本誓約書を提出
- ・企画(出展者主催)の出店者
⇒下記署名欄に、署名の上、各企画の責任者へ本誓約書を提出

提出書類等の要否等	テントにおける食品・飲料の取り扱いにかかる誓約書	保菌検査	追加の清掃協力金	テントの3方囲い	説明会への参加
調理販売	○	○	○	○	○
仕入れ品のみの提供 (試食・試飲を行う場合)	○	○	○	×	○
仕入れ品のみの提供 (試食・試飲を行わない場合)	○	×	○	×	○
飲料の販売 (コップに注ぐ等行為がある場合)	○	○	○	×	○
飲料の販売 (缶や瓶のまま販売する場合)	○	×	○	×	○
試供品の提供のみ	○	×	×	×	○

※各企画の責任者は、各出店者から本誓約書を提出させ保管しておいてください。必要に応じて誓約書の写しを提出して頂くことがあります。

※○は必要、×は不要

OKな食品の例

分類	具体的な食品の名称
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類や魚介類、野菜類の焼き物、焼き餅、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼き団子、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、から揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナッツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼きうどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
その他	ポン菓子、ポップコーン、かき氷、果実チョコ

上記に当てはまる食品でも、当日会場では1工程程度(「焼く」「蒸す」「煮る」「揚げる」だけ)の単純な行為としてください

詳しくは1pを参照

NGな食品の例

分類	具体的な食品の名称
刺身	刺身、海鮮丼、マグロ丼等
生野菜	生のレタスやトマトの入ったハンバーガー、キャベツの千切りが入ったケバブサンド等 ※農産物としての販売は可
生フルーツ	生のイチゴやバナナが入ったクレープ、フレッシュジュース ※農産物としての販売は可
浅漬け	浅漬け、キムチ、たくわん、冷やしきゅうり、きゅうりの一本漬け等
その他	粘度の高いもの(カレー、シチュー)

詳しくは1~2pを参照

「第46回所沢市民フェスティバルにおけるテントでの食品・飲料の取扱いについて」誓約書

「第46回所沢市民フェスティバルにおけるテントでの食品・飲料の取扱いについて」を理解し、遵守することを誓約します。

出店者名

出店責任者

(自署でお願いします)

提出は誓約書のみ

※上記取扱い内容の部分は提出不要です

【提出先】

- ・企画における出店者は企画責任者へ提出
(企画責任者が保管してください。必要に応じて実行委員会が提出を求める場合があります)
- ・市民市場、企業PRコーナーの出店者は、実行委員会事務局(地域づくり推進課)へ提出